

平成30年第5回 経済建設委員会会議録

平成30年12月13日

第2委員会室

開 会：午後1時23分

委員長 千藤 安雄

副委員長 柚植 孝彦

2番委員 近藤 純二、3番委員 鵜飼 伸幸、4番委員 町野 道明、5番委員 堀 誠

委員長 ; 定刻前ですが、全員お揃いですので、ただ今から平成30年第5回経済建設委員会を開会いたします。本日の会議は、去る11月29日及び12月7日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいいたします。それでは、はじめに市長さんからご挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さん、こんにちは。本日は第5回経済建設委員会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。少しだけ近況の報告を申し上げますと、昨日はリニアまちづくり講演会ということで、多数ご参加いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。お陰様で180人ほどの方にお越しいただいて有意義な時間だったかなと思っております。ありがとうございました。また、年末の交通安全県民運動がスタートしております。一昨日は大変寒い中でございますが、街頭指導に皆さんに立っていただきましてありがとうございました。本日もたくさんの議題がございます。活発なご審議をいただきますようにお願いを申し上げます。最後までどうぞよろしくお願いいいたします。

委員長 ; ありがとうございました。続きまして議長さんご挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さん、第5回経済建設委員会ご苦労様でございます。先ほど、市長さんからも話があったように、昨日は議員の方、リニアの講演会ご苦労様でございました。なかなか良いお話を聞けたというふうに思っております。経済建設委員会、今日は15件と多くの議題がございます。慎重審議の程よろしくお願いいいたします。

委員長 ; ありがとうございました。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て必ずマイクのランプが点灯していることを確認してから、お願いいいたします。

委員長 ; はじめに「議第 93 号 恵那市一般住宅条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; 舟山住宅の廃止については説明があったが、条例廃止後の建物の取扱いについて説明がなかった。建物については防犯上や老朽化による安全性も懸念されるが、建物の解体をいつ頃予定しているか伺います。

委員長 ; はい、建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; はい。今回の議会で議決して頂ければ、議決後速やかに解体する予定としています。

委員長 ; はい、4 番委員。

4 番委員 ; 舟山住宅は取り壊すということですけども、その土地の面積と有効活用の計画はあるのかお聞かせください。

委員長 ; はい、建設部次長兼都市住宅課長。

建設部次長兼都市住宅課長 ; はい。跡地につきましては、利用可能な用地が 3,200 m²ほどありますが、この場所が広大地で地図混乱地区ですので、分筆と地積更正登記を行いまして、売却する方向で検討しております。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 93 号 恵那市一般住宅条例の一部改正について」は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 93 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 94 号 恵那市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 議案の受益者負担について、排水区域内と排水区域外の公平性を確保するためとなるが、条例の説明の最終認可区域の単位負担額を接続先の排水区域の単位負担金額に相当する額に改めるとは、具体的にどのような事になるのかという事についてお

伺いします。

委員長 ; はい、上下水道課長。

上下水道課長 ; はい。全員協議会にてご説明いたしました、

(マイクオフ：全協資料という説明ではなく、分るように説明を)

上下水道課長 ; 現行では、排水区域外の負担金額は、最終認可区域の負担金額となっておりますが、

今回の改正により、排水先区域と同じ負担金額とし、流入区域内外の不均衡を是正するものです。

委員長 ; はい、4番委員。

4番委員 ; そうすると区域外の不均衡については、受益者負担金の区域外の見直しにより、適用単価は安くなるという事なのか、それにより、負担金額がどのように変わらるのかをお教えください。

委員長 ; はい、上下水道課長。

上下水道課長 ; 負担金につきましては、1期が197円、2期が240円、3期が264円、あと6・7・8期は478円とそれぞれ決まっております。現行では、区域外流入した場合の金額は、最終認可区域の負担金額になりますので、478円となります。今回の改正では、接続先の排水区域の金額となりますので、たとえば第1期の認可区域が排水区域になれば197円となります。

(マイクオフ：全員協議会の資料を見たほうが分るでそっちで説明してくれる)

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; はい。全協資料10ページをご覧ください。5の排水区域外の受益者負担金の考え方です。図の排水区域がA区域からD区域あり、D区域が最終認可区域です。その周りが区域外となっております。区域外からA区域に流入した場合、改正前は最終認可区域であるD区域の単位負担金額となり、改正後は、接続先のA区域の単位負担金額となります。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第94号 恵那市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 94 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 95 号 恵那市水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。1 番委員。

1 番委員 ; 加入分担金の格差解消は、予てより要望してきたことであり、大変よい事であるが、13 ミリから 20 ミリへ変更しようとすると差額が 7 万円となる。改正前の 13 ミリの人が一律 27 万円負担しているが、実質 16 万円安くなるにも関わらず、実際に変更しようとする場合には、改正後の差額 7 万円を更に負担するという考え方なのか確認します。

委員長 ; はい、上下水道課長。

上下水道課長 ; はい。今回口径 13 ミリの分担金を設定しましたので、13 ミリから 20 ミリへ増径する場合は、その差額の 7 万円を負担して頂きます。

委員長 ; はい、1 番委員。

1 番委員 ; 4 月 1 日施行となると、周知についてはしっかりとおこなう必要がある。特に 13 ミリから 20 ミリに変更する際には 7 万円の負担となるので、丁寧な説明と周知をするように要望をしますのでお願いします。

委員長 ; 要望で。他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 95 号 恵那市水道事業給水条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 95 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 97 号 契約の締結について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; 野井武並線に出てくる所やと思うけど、工業団地の図面で河川改修が出来ておっても、北山川は土岐川につながるけど、河川改修が所どころ出来ていない所もあり、

- 大雨で一気に水が流れ込むと、下流が荒れないか心配だがその辺は大丈夫か。
- 委員長 ; 建設課長。
- 建設課長 ; 今回の北山川の河川改修については、砂防指定地にあります。砂防指定地内の河川は、砂の流出を抑えるために、勾配を3パーセント程度に抑える基準があります。現在の北山川の勾配は7パーセント程度であるため、床固工などにより勾配を3パーセント程度に改修する必要があるため、今回の施工区間としています。下流部については、基準の3パーセント以下での勾配であるため、今回の改修は考えていません。今後、崩れる等の状況があれば、災害復旧等で対応したいと考えています。
- 委員長 ; はい、3番委員。
- 3番委員 ; 災害を待って復旧工事で改修なんてではなく、計画があるなら県などへ要望するなど、事が起る前にしっかりと行うように要望をしますのでお願いします。
- 委員長 ; 要望で。他にありませんか。4番委員。
- 4番委員 ; 1億5,500万円の契約は指名競争入札とあるが、入札には何社が参加して、落札率は何パーセントだったのかを教えていただければという事と、それと工事概要を見るとですね法面工一式、流路工一式、床固工一式などとあるが、施工延長に対して、例えばそれぞれの平米あたりの積算単価などの根拠があって、設計金額が積み上がって出来ていると思うが、一式というのはどのような事なのか、詳細等が分かれば教えてください。
- 委員長 ; はい、建設課長。
- 建設課長 ; はい。入札の参加数については、手元に資料がございませんので、今お答えできませんが、落札率につきましては、96パーセントとなっております。工事の内容ですが、法面工は一般的な法面の保護を行う施工です。流路工は、河川に一般的に行っているブロック積により、砂の流出を抑制することとなり、床固工は、勾配を調整するための落差を設ける施設であります。積算につきましては、全ての工種にわたり、数量をとりまとめ、工種ごとに決められた基準により金額を算出しております。
- 委員長 ; 他にありませんか。
(「なし。」と言う者あり)
- 委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし。」と言う者あり)
- 委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第97号 契約の締結について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君

の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 97 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 98 号 変更契約の締結について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; 全協資料で説明している、1,400 万円の変更契約金額について、工事概要の（1）、（2）、（3）のそれぞれの金額、内訳について教えてください。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 変更の内容ですが、8-1 号線工区で、水道管が支障になりました、仮設の水道管を設置等した費用が、およそ 1,000 万円です。

委員長 ; はい、2 番委員。

2 番委員 ; (2) の 8-1 号線工区が、1,000 万程と残り 400 万円程残るが、これは追加分の排水工事等という事か。

委員長 ; はい、上下水道課長。

上下水道課長 ; 申し訳ございません。今回の変更箇所は、全て 8-1 号線工区でございます。水道の仮設配管の他に、既設の雨水管の撤去と湧水が多く施工が困難なため水替工及び排水管の設置を行いました。

委員長 ; 他にありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; 延長 100 メートルばかりで、何で 1,400 万円も掛かるか、400 ミリの管が出たのも漏水の原因も、当初の段階での調査ミスではないのか。その辺りを。

委員長 ; はい、上下水道課長。

上下水道課長 ; 400 ミリの水道管につきましては、9 メートルに渡り露出し、継ぎ手部分も露出したため、仮設配管を行いました。また漏水の原因につきましては、仮設配管の施工ミスが原因でございます。当初の段階では、管の継ぎ手部分が複数露出する事は想定できませんでした。既設の雨水管の位置も想定していた箇所と相違があり、掘削断面中に出現したため、取り壊し撤去いたしました。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; まだ最後ではないのに、もう変更はないのか、本当に大丈夫なのか。

委員長 ; はい、上下水道課長。

上下水道課長 ; 変更はない予定です。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 既設道路の切り替えが出来ない事で、工事が出来ず工期的な面で遅れたので工期延長ということは、建設課や関係各所との打ち合せや調整が出来ていないからではないのか。

委員長 ; はい、上下水道課長。

上下水道課長 ; 関係者との連絡調整は行なっております。月に2度ほど上下水道課、都市住宅課、それから、区画整理組合の松原建設との打ち合せを行っております。いろんな工事がある中での調整の結果、遅れたということでございますが、その打ち合せが不十分という事ではないと思っております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 98 号 変更契約の締結について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 98 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 99 号 指定管理者の指定について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 99 号 指定管理者の指定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 99 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

(マイクオフ：発言の申し出あり)

委員長 ; はい、建設課長。

建設課長 ; 申し訳ございません。先ほどの議第 97 号の町野委員のご質問でございますが、指名の業者数のお話しがございましたので、14 社の中でやっております。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

委員長 ; はい。

委員長 ; 次に、「**議第 100 号 指定管理者の指定について**」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 今回ですね、この 19 ページの個別概要を見ていただきますと、4 番までは理解できるんですけど、この同じ場所にですね、この福寿の里モンゴル村に以前から地場産業の確保、販路の施設、俗によくモンゴル村という施設があるんですけども、こちらへんの施設の取扱いがですね、指定管理に出すならそれも含めて所管が違うという面もありますけど、含めて出すべきやないかなという事をご意見で申し上げたいんですけど、いま週に 2 回ぐらい喫茶店という形で使っているんですけど、あの取扱いがなかなか不明瞭で、ちょっとご説明いただけすると有難いですけど。

委員長 ; 商工観光部次長兼觀光交流課長。

商工観光部次長兼觀光交流課長 ; 今のご質問の施設でございますが、あれは当課の方で管理している物ではなくて、上矢作振興事務所の方でお願いしている施設です。あちらは地場産業の販路拡大というか、モンゴル茶屋という名称で元々あったもので、そこが管理を今は直営でやっていただいているような形です。当面今の形を続けさせていたいというふうには思っております。ちょっとあまり説明になつていなのかもしれませんがすみません。

委員長 ; はい、5 番委員。

5 番委員 ; いま、課長が説明してくださって、私も重々分かっているんですけども、それが先ほどから出た言葉で、縦割りで部署が違うかという事ではなくて、同じ場所で同じような感覚で多分、林のこれ関係で造ったと思われますけど、それが振興事務所の管轄になっているような状況の中で、まあ、ほ場整備の関係もあるんだけど、そういうのを見直すことは出来ないかと、私なりの意見ですが、いつもあそこがどうするかという方向性が出づに、いま喫茶店を若い女性の方二人でやっているんですけど、そういうのも一緒に指定管理にしていったらと。意見でいいです。

委員長 ; はい。意見でよろしいですか。

5 番委員 ; はい。

委員長 ; いまの意見を踏まえていっぺん調整してください。お願いします。他にありません

か。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; コテージがけっこうあるんですけど、段々と古くなっている施設の中で今回の福寿の里上矢作の人が、道の駅と前と一緒にこのような格好で受けられるんですが、この辺の使用と年間の売り上げ、今後段々と古くなっているんですけど、維持管理のほうはどんなような状況になっているのかお聞きしたいです。

委員長 ; はい、商工観光部次長兼観光交流課長。

商工観光部次長兼観光交流課長 ; はい。売り上げの方ですが、収益としては全体、道の駅合わせて、でないほうがいいですね。モンゴル村が約800万円、かわせみの方が約300万円、越沢コテージについては1,500万円というような収入があります。現在は、モンゴル村、かわせみ、越沢コテージにつきましても、順番にいまエアコンの入れ替えをしてたりとか、そういう修繕のほうは行なってきている状況でございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。はい、4番委員。

4番委員 ; 道の駅ですね、上矢作ラ・フォーレとの一体管理が大事であるという事もありますが、例えば最近道の駅でよく言われているのが、福祉の面とかですね農業の面とか防災の面でも道の駅を活用すべきだという意見も出ているんですけど、その中で例えば、自然交流の施設の面や農業の面で何か出来ないかとか、コテージの面では防災として何か使えないかだとか、福祉の面でもこういうところに掛かっていけないかとか、こういう部分の将来の方向性という物も作ると、より一層利用の面が上がってくると思いますが、その辺は今のところ何か考え方はあるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 ; はい、商工観光部次長兼観光交流課長。

商工観光部次長兼観光交流課長 ; いま、今度新しく指定管理をお願いする会社につきましては、まちづくりを中心にやっていきたいという事で言っておられます。当然ですけども、福祉の面とかそういった色々な、いま議員のおっしゃられた面も考えていきたいという事は言っておりますので、また、そちらの方も管理者と含めて一緒に考えていきたいという風に思っております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 100 号 指定管理者の指定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 100 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 102 号 平成 30 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。2 番委員。

2 番委員 ; 予算資料の 9 ページで、1 項 6 目の補正が 900 万円程付いとるんですけども、中山間地域等直接支払交付金とか多面的機能支払交付金がありますけども、それぞれの金額が分かりますかね。

委員長 ; はい、農政課長。

農政課長 ; はい。中山間地域等直接支払交付金につきましては、補正額が 141 万 6,000 円でございます。多面的機能支払交付金につきましては補正額が 823 万 5,000 円になります。

(マイクオフ)

委員長 ; はい、農政課長

農政課長 ; 中山間地域等直接支払交付金につきましては、当初予算では 81 の組織でございましたが、82 の組織、1 組織の増加となりました。そして、補正額としては、141 万 6,000 円の増額となっております。多面的機能直接支払交付金につきましては、当初 50 の組織を予定しておりましたが、確定した組織が 52 の組織でございましたので、2 組織増加になっております。補正額としましては、823 万 5,000 円となります。合計いたしまして 965 万 1,000 円の補正をお願いするものでございます。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; この、多面的機能というのは、ほんとに農家の人にいい交付金だと思うんですけど、いま 50 が 52 で増えたということは、それだけ増えていくんですけど、だいたい平均、団体における面積等もあると思いますけど、大体面積でどの位になのか、申請でこここの営農組合なりがこんだけ水路をやりたいとか、そういうので査定されるのか、その辺の事が分かればちょっと。

委員長 ; はい、農政課長。

農政課長 ; はい。ご質問の概略ということとなりますと、確かに 52 の組織がございまして、取

組み面積はかなり大きい所と小さい所がございます。各地域から申請をいただいておりまして、その地域の申請内容を確認させていただいて、国の方へ申請を行い決定をしてきております。

(マイクオフ：面積で幾らということを。それを聞かんと。)

農政課長 ; 交付金は、農地維持でありますとか、共同活動、そして長寿命化、主に3つの種類がございます。それぞれによって単価が設定されておりまして、取り組み内容によって金額が構成されております。よって、集落によっては3つの種類のうち1つ取り組む集落もあれば、3つ取り組む集落もございますので、各集落によって金額の増減は発生してくるかと思っております。

(マイクオフ：面積で決まってくる。大きければ沢山。)

委員長 ; 他にありませんか、4番委員。

4番委員 ; 最初に8ページのですね、じん芥処理施設維持管理経費の事でお伺いしたいんですけども、職員の給与は約600万円程減少になってますが、非常勤職員の給料が170万円ぐらいあるということで、人員が動いたという感覚もあるんですけど、その人員が動いたかどうかという確認と共に、その事によって施設の運営にはどんなふうになっていくかという事をお聞きしたいと思います。

委員長 ; はい、エコセンター恵那所長。

エコセンター恵那所長 ; はい。人員のほうにつきましては、29年度職員が33名でした。30年度の職員の体制が32名体制ということで、1名の減ということになっております。それで、1名の減を埋めるためにですね、臨時職員の今まで再雇用でやっていただいた職員をそのまま、引き続き臨時職員として勤めていただいているという風で昨年と同数ということでお願いをしている所でございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 運営自体はそれで支障が無いという事でいいのかという事で、それとですね、次の質問に入りますけど、担い手育成事業の所ですね、これも補助金が県から支出金があるんですが、当然それぞれが申請して要望されて、それが通って県から支出金が来るという格好になると思いますが、その中で要望を申請した人で洩れている人っていうのは無いのかどうか、全部申請して要望して受けれるものなのか、どういう風になっているのか内容を確認してお聞きしたいと思います。

委員長 ; はい、農政課長。

農政課長 ; 9ページの担い手育成事業につきましては、4種類の補助金等の内容を記載させていただきました。一番最初の元気な農業産地構造改革支援事業補助金、これにつき

ましては、対象者は農協でございまして、これは要求通りの内容となっております。経営体育成支援事業補助金、これは今回の台風 21 号と 24 号の被災に対する支援でございますが、こちらにつきましては、ハウスの施設で 165 棟、そして鶏舎が 1 棟ございましたので、こちらを支援するための補助でございます。こちらにつきましては基本的には農家さんにも確認をし、農業共済や農協とかと協議をして確認をしたところでございます。続きまして、農業次世代人材投資資金、こちらにつきましては、新たな就農者に対します補助金でございますので、こちらにつきましては現在就農された方に対して支援を行っておりますので洩れは無いかと思っております。最後の機構集積協力金返還金というものがございますが、こちらにつきましては、以前お支払いをしました協力金を、今回契約が不履行となつたために返還をしていただくものでございましたので、こちらについては対象が異なるかと思っております。以上でございます。

委員長 ; はい、4 番委員。

4 番委員 ; 申請が 165 件で全部という事でいいのか、それよりも件数があったのかどうなのか、そこをちょっと聞きたいんですけど。

委員長 ; はい、農政課長。

農政課長 ; 165 につきましては、申請を受けまして現地で確認をしたものが 165 棟ございましたので、申請通りのものと思っております。

委員長 ; 他にありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 9 ページの商工費のほうの 1 項 5 目の恵那峡関連ですね、今回繰越をされるという事と、増額という事の 2 つの説明がありました。それで、繰越事業にするという主な理由が擁壁の地盤の補強というような事をお聞きしました。それで一つお聞きしたいのが、全く予期しない補強だったのか、ある程度設計段階で懸念されておったけど思ったより悪かったのかとか、その辺の説明を少しいただきたいのと、最近現地を見てきましたけど、あのぐらいの狭い地域の中で、何億という事業をやろうと思うと、一つこけると多分みんなこけるなというふうに見てきたわけです。やっぱり、今後例えば 3 月、4 月の桜の恵那峡の一番売り出しのいい時期に、どういった今の対応がどんなふうになるのか、そこらへん 2 点をちょっとお願ひします。

委員長 ; はい、商工観光部次長兼観光交流課長。

商工観光部次長兼観光交流課長 ; 議員のご質問の、土壤の軟弱の所ですけれども、これは当課としては予想外だったと思っています。元々ブロック積みの擁壁もありましたし、そこには 3 階建てのお店も建っていた所でしたので、掘ってみたら思っていたよりも地盤が弱かったと思

っております。それから、今の工事の時期の桜の季節とかというご質問で良かったですか。はい、そちらにつきましては、なるべく桜の時期に人が入って来られるよう、工事の業者さんとも工夫をさせていただいて、安全に配慮をしながら観光客の方に見ていただきたいと考えております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 102 号 平成 30 年度恵那市一般会計補正予算(第 4 号)(歳入歳出所管部分)」

は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 102 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 105 号 平成 30 年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 105 号 平成 30 年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)」

は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 105 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 106 号 平成 30 年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 106 号 平成 30 年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 106 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 107 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 107 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 107 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 114 号 平成 30 年度恵那市一般会計補正予算（第 5 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; きつきのじん芥、5 ページですけど、じん芥の 33 名が 32 名に変わり 1 名が再雇用だと話しがありましたが、5 ページの所のじん芥の所が上がるんですけど、その方は対象となるのか、半年以上経っていると思いますが対象になってくるのかどういうふうになりますか、この場合は。

委員長 ; はい、エコセンター恵那所長。

エコセンター恵那所長 ; 再雇用の職員の事について、該当しているですね。はい。4 月いっぴからという事で、はい。あと、もう一人再雇用で 1 名みえて、1 名が臨時職員という現在の状況はそういう事でございますので。さっき言いました 32 名の中にですね、1 名は再雇用の職員がいて、1 名が臨時職員ということで、この臨時職員に対するものについては、今回の 5 号のほうの予算のほうでは該当しません。

委員長 ；はい、4番委員。

4番委員 ；二人みえたという事でいいんだね。はい、分かりました。

委員長 ；他にありませんか。

（「なし。」と言う者あり）

委員長 ；ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」と言う者あり）

委員長 ；討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 114 号 平成 30 年度恵那市一般会計補正予算(第 5 号)(歳入歳出所管部分)」

は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全会一致）

委員長 ；全会一致であります。よって、「議第 114 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ；次に、「議第 117 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし。」と言う者あり）

委員長 ；ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」と言う者あり）

委員長 ；討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 117 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 3 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全会一致）

委員長 ；全会一致であります。よって、「議第 117 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ；次に、「議第 118 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし。」と言う者あり）

委員長 ；ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」と言う者あり）

委員長 ；討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 118 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 3 号）」は原案のとお

り可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 118 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 119 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 119 号 平成 30 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 3 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 119 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題をすべて終了しました。最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と言う者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれをもちまして、平成 30 年第 5 回経済建設委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 2 時 21 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 千藤 安雄